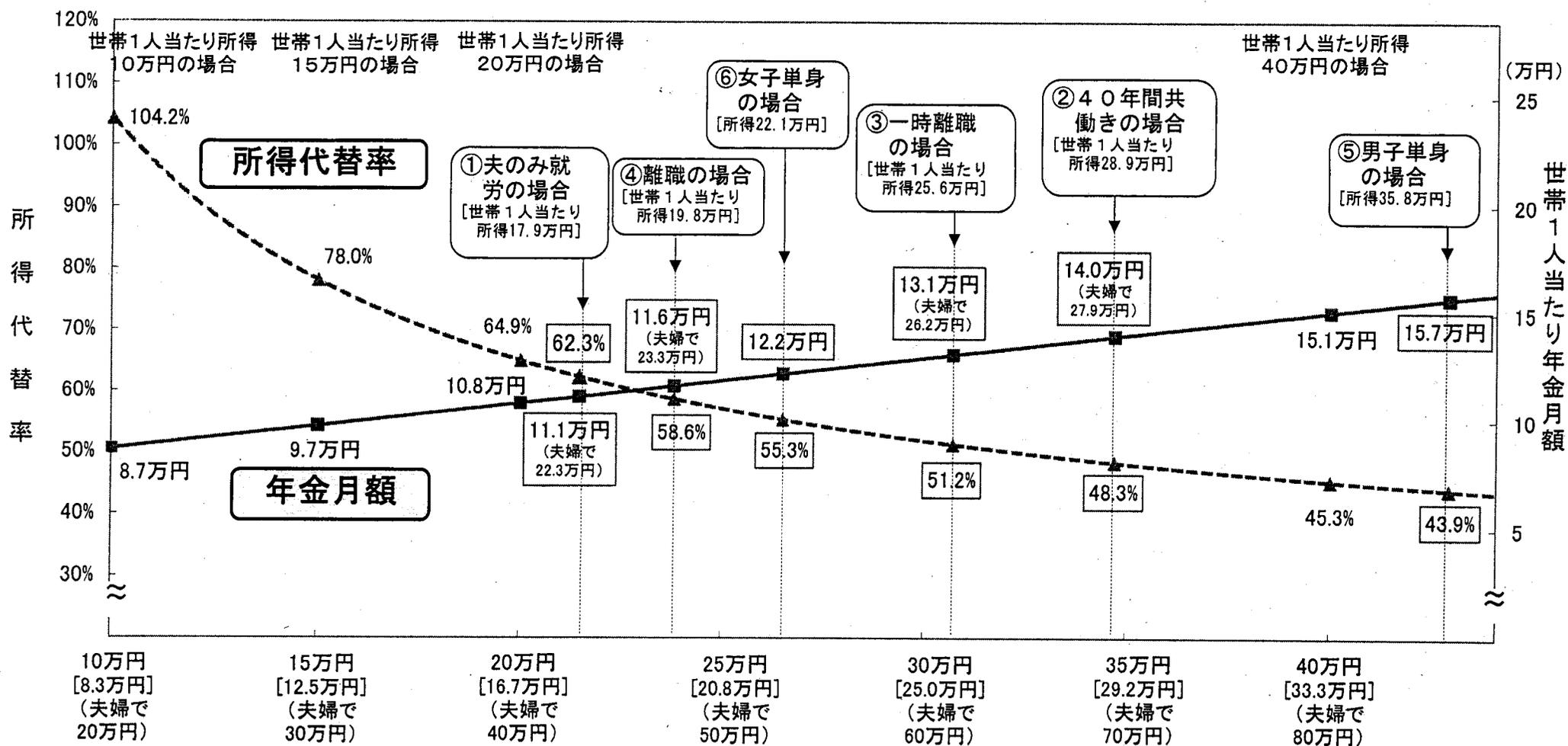


現在における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成21年度水準)

○ 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))。



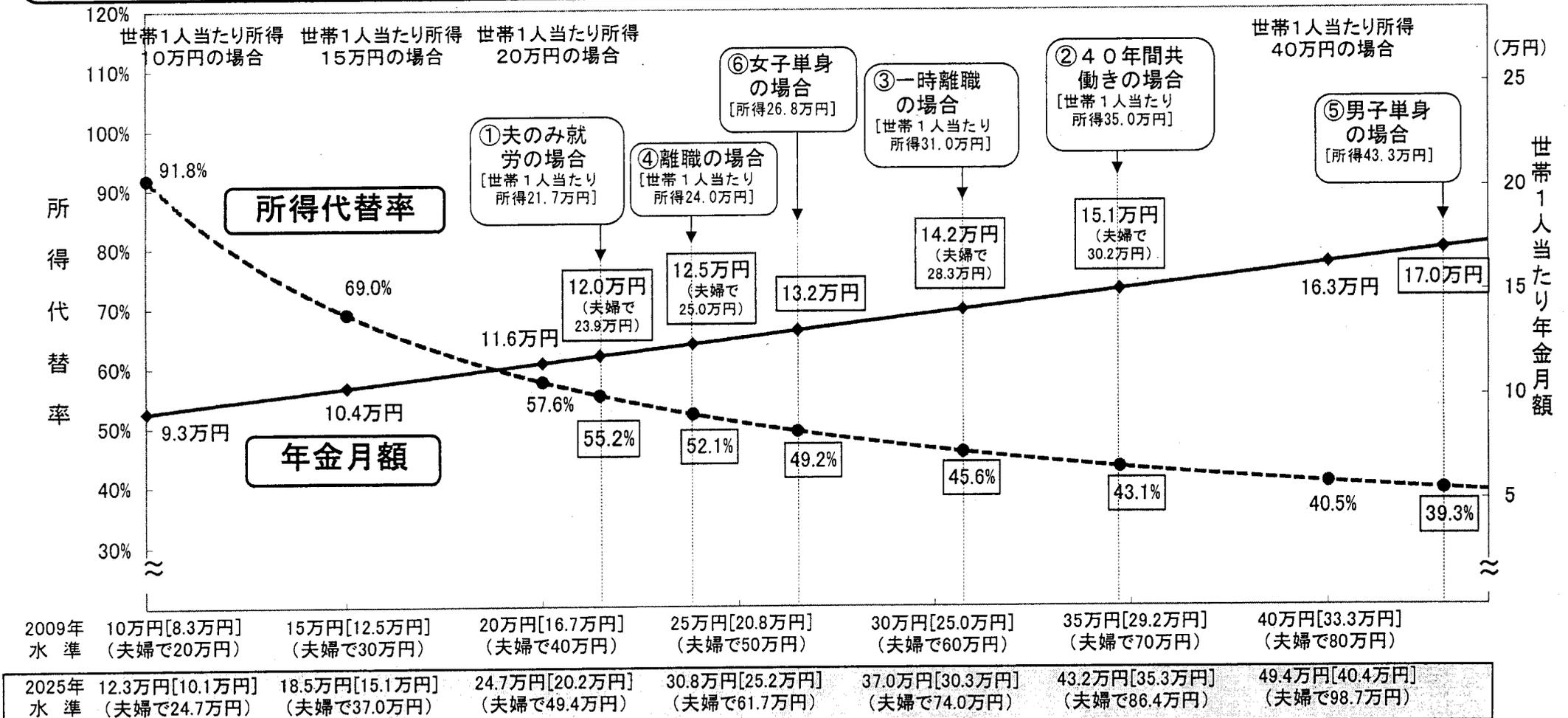
世帯1人当たり所得(ボーナス込み)
[手取り賃金(月額換算値)]

(注1) 世帯1人当たり所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 例えば、世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく62.3%となる。

平成37(2025)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

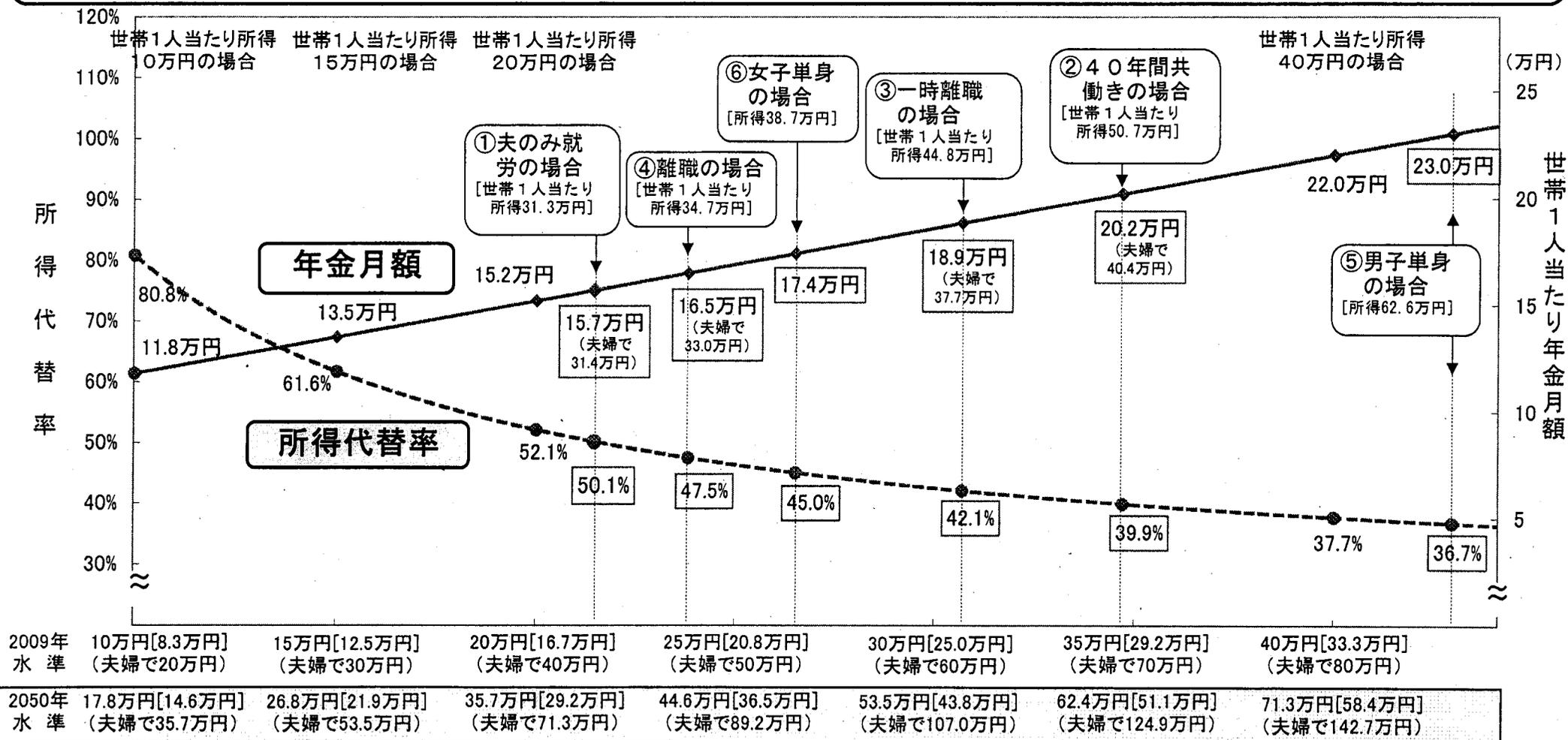
- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
 (注2) 平成37(2025)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。
 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)
 (注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく55.2%となる。

平成62(2050)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 平成62(2050)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

(注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.1%となる。

世帯1人当たり所得(ボーナス込み)
[手取り賃金(月額換算値)]

下記の世帯類型については、男女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、それぞれの世帯類型の平均像を示したものではない。それぞれの世帯における年金月額や所得代替率は世帯一人当たり所得により変わる。

各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準（世帯一人当たり手取り賃金（ボーナス込み））

	現在(平成21年水準)	2025年	2050年
①夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	17.9万円 (夫婦で35.8万円)	21.7万円 (夫婦で43.3万円)	31.3万円 (夫婦で62.6万円)
②40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	28.9万円 (夫婦で57.8万円)	35.0万円 (夫婦で70.1万円)	50.7万円 (夫婦で101.3万円)
③一時離職の場合（再就職後フルタイム） ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ・ 妻の通算就労期間は、新規裁定年金（老齢相当）の平均被保険者期間（平成19年度：27年11月）により設定 ^(※1)	25.6万円 (夫婦で51.2万円)	31.0万円 (夫婦で62.0万円)	44.8万円 (夫婦で89.6万円)
④離職の場合 ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ・ 妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金（通老相当）の平均被保険者期間（平成19年度：7年1月）により設定 ^(※1)	19.8万円 (夫婦で39.7万円)	24.0万円 (夫婦で48.1万円)	34.7万円 (夫婦で69.5万円)
⑤男子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	35.8万円	43.3万円	62.6万円
⑥女子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	22.1万円	26.8万円	38.7万円

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

※2 現在水準の夫の賃金月額は、平成21年財政検証における平成21年度の標準的な年金額の算出に使用した平均標準報酬42.9万円（ボーナス込み、月額）、妻の賃金月額は、平均標準報酬26.5万円（フルタイム時、ボーナス込み、月額）を用いて計算。
手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）は、上記の額に可処分所得割合である0.833倍（2025、2050年水準の場合0.818倍）して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

※3 2025、2050年時点の手取り賃金は、平成21年度水準のものを平成21年財政検証の基本ケースにおける経済前提を用いてスライドさせて算出。

※4 2025、2050年時点の金額は、それぞれの時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものである。

厚生年金、国民年金（基礎年金）の財源と給付の内訳

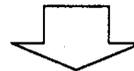
今後、概ね 100 年間にわたり均衡している公的年金の財源と給付を、現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表示し、その内訳を示したもの。

- 公的年金の給付財源は、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」であり、毎年度の年金給付は、これらの収入により賄われている。
- 平成 16 年改正では、今後、概ね 100 年間の年金財政の均衡を考えるととしており、固定された保険料水準により概ね 100 年の間に確保される財源とその間の給付が均衡するように給付水準の自動調整を行う。
- 今後、概ね 100 年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示したもの。

毎年度の年金給付費 ← ① 保険料収入 + ② 国庫負担 + ③ 積立金（元本の取り崩し及び運用収入）

※ 毎年度の年金給付の費用は、①、②、③により賄われる。

※ ①、②、③の内訳は、保険料率の引上げや人口構成の変化等により変化。



今後、概ね 100 年間の毎年度の財源と給付を現時点の価格に換算して足し上げ、一時金で表示することにより、その内訳を示した。

将来の金額の現時点の価格への換算は、いくつかの方法がある。

- ・ 積立方式の企業年金等は、運用利回りで換算し責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算
- ・ 賦課方式の公的年金においては、運用利回りでの換算の他、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。

○ 積立方式の企業年金等で責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りをを用いて換算することが必要となる。

○ 賦課方式を基本とする公的年金においては、

- ・ 積立方式との比較を行う上では運用利回りで換算する方法が適切であるが、
- ・ 将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切。

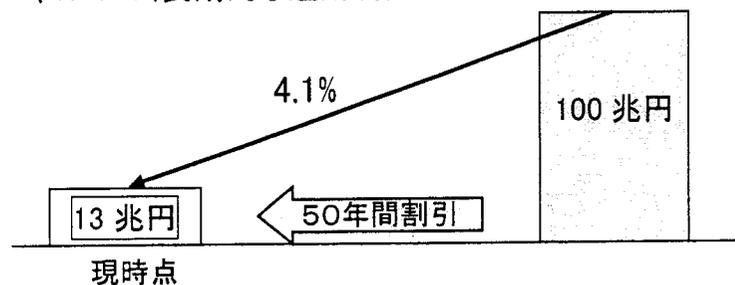
そこで、今回は、この2通りの方法で示すこととした。

→ 現時点の価格への換算方法により、数字の絶対値は大きく異なる。（換算に用いる割引率が小さいほど数字は大きくなる。）

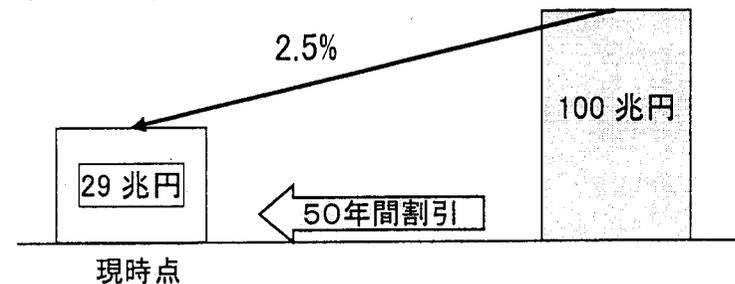
※ 運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当するかを示したものであり、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模との比較でどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

割引率による差(50年間割り引いた場合の例)

〈4.1% (長期的な運用利回りの前提)で割り引く場合〉



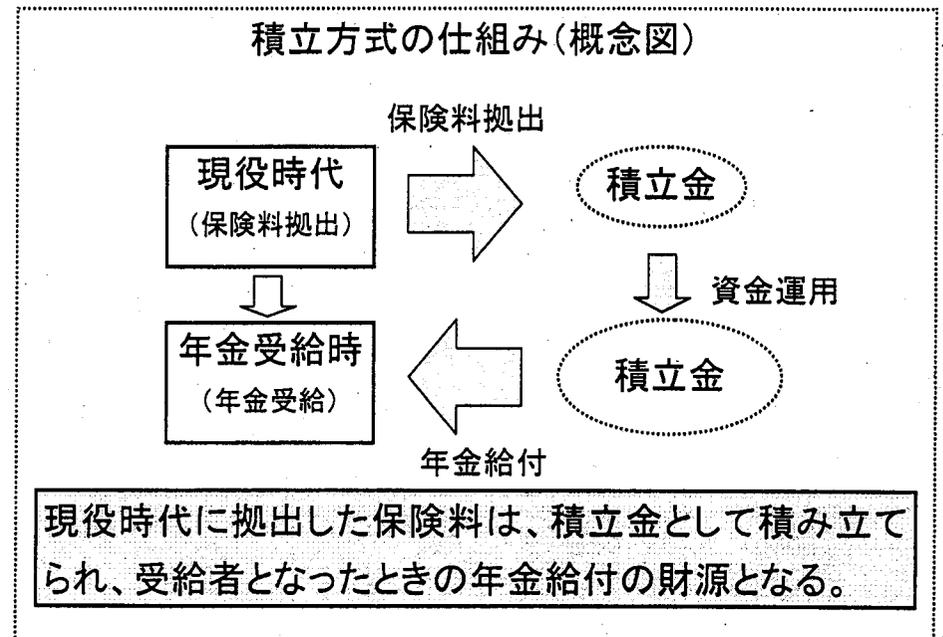
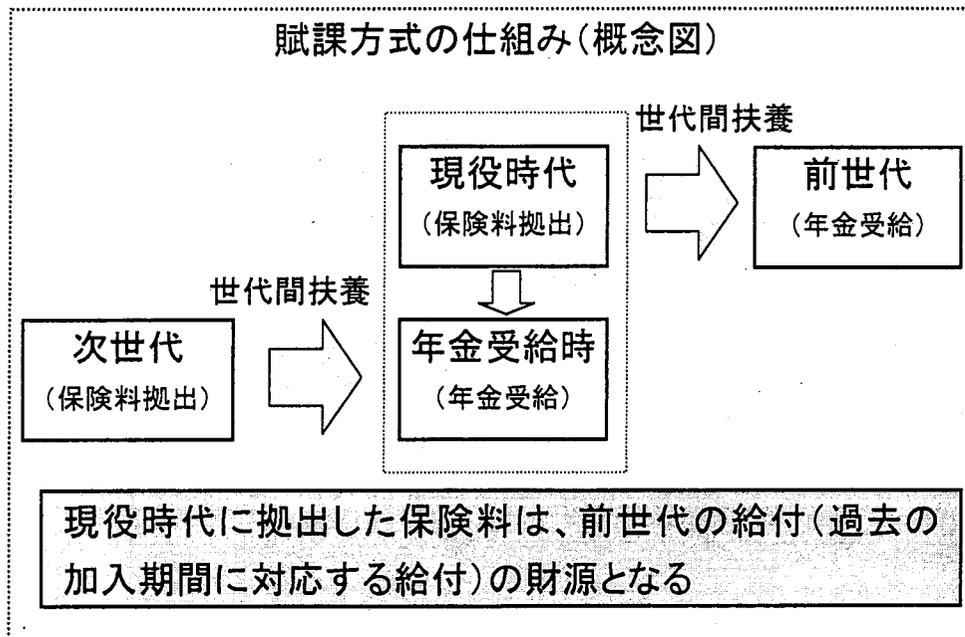
〈2.5% (長期的な賃金上昇率の前提)で割り引く場合〉



今回の計算では、最長95年間、割引き金額表示することとなり、割引率により金額に大きな差が出る。

世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、「過去の加入期間に相当する給付」についても「将来の加入期間に相当する給付」と合わせて、今後の保険料収入で賄うことが基本となる。
 → 今後、概ね100年間の年金給付費は、全て保険料収入等により財源が確保されており、厚生年金及び国民年金（基礎年金）に不足はない。

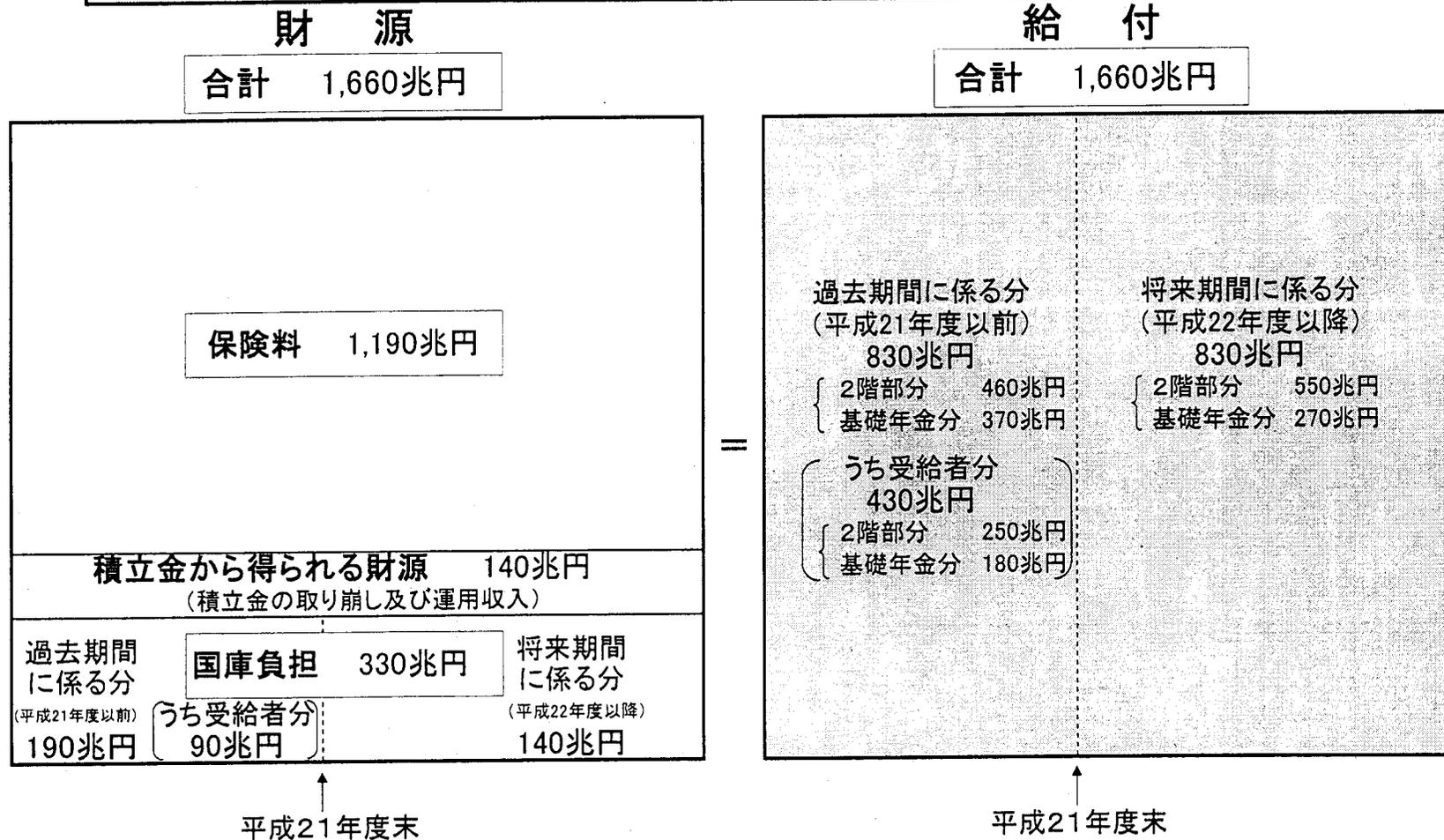
- 世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う仕組みであり、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものでない。
- すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去の加入期間に対応する給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。
 → 一方、積立方式の考え方では、受給者の年金給付は、現役時代（過去の加入期間）の保険料拠出により積み立てられた積立金により賄われることとなる。



厚生年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



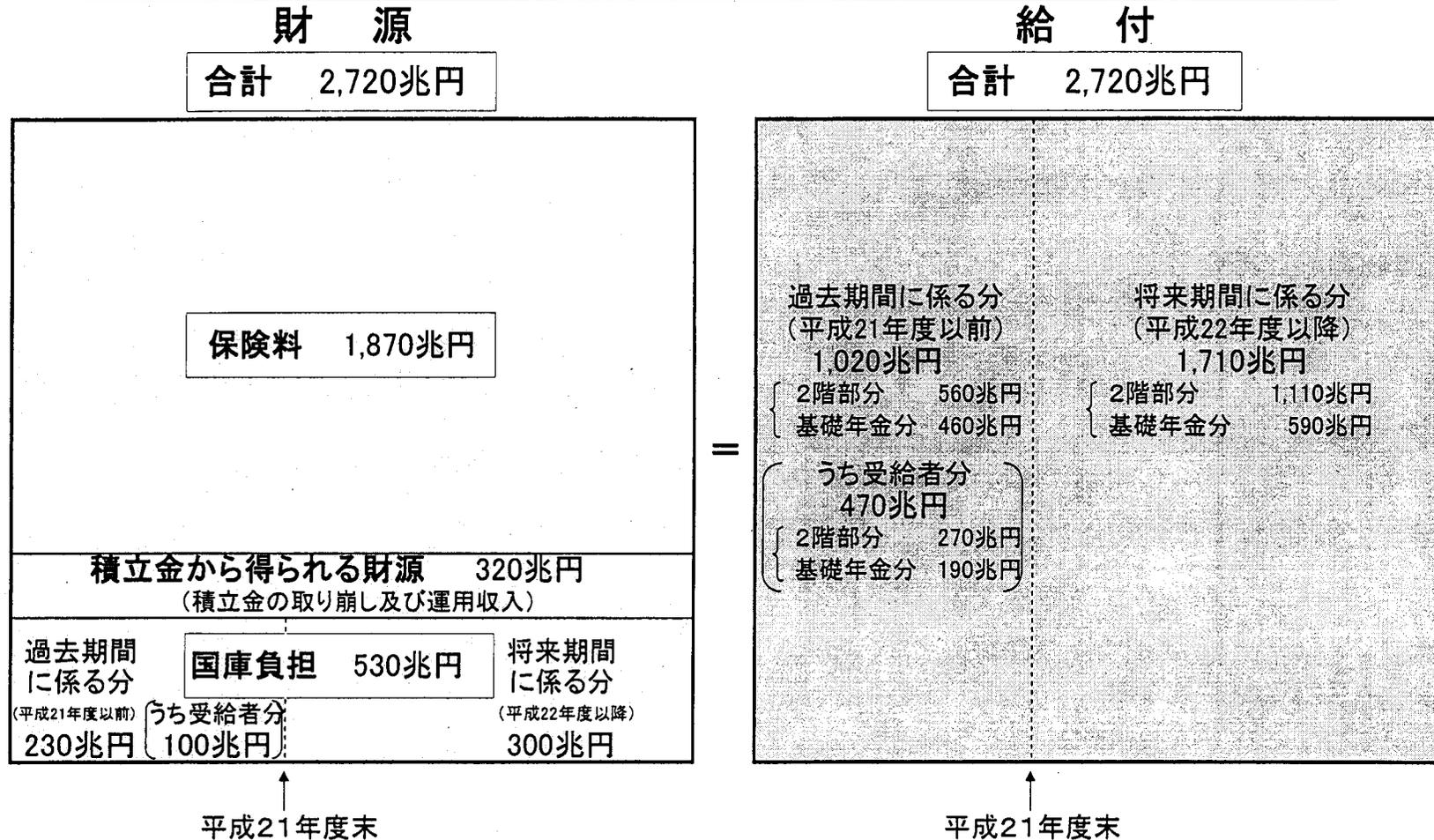
(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

厚生年金の財源と給付の内訳 (賃金上昇率による換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したものの



(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

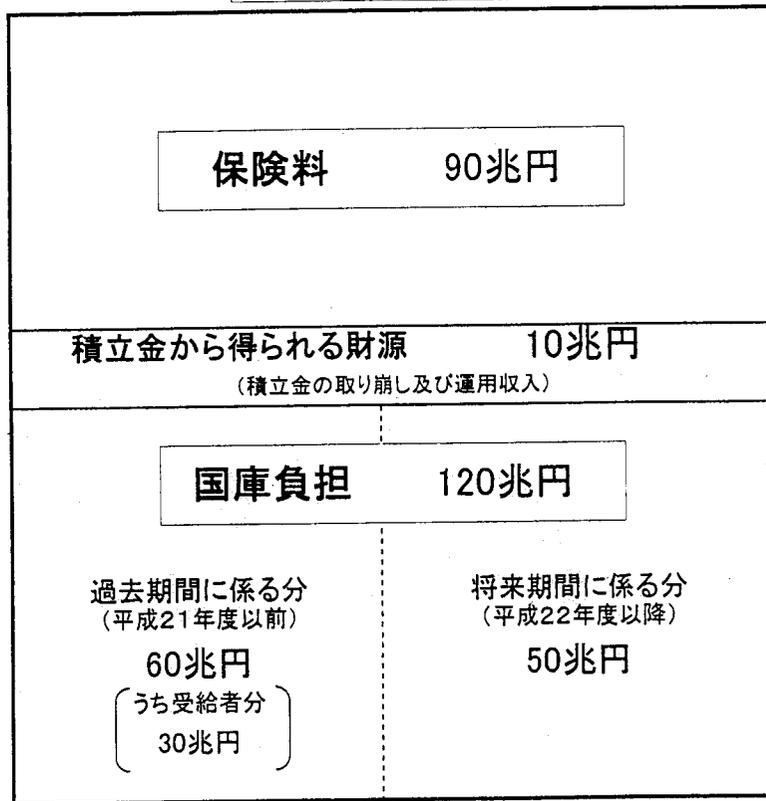
国民年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの

財源

合計 220兆円



平成21年度末

給付

合計 220兆円



平成21年度末

(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%